

住居確保給付金 受給中の各種手続きについて

練馬区生活福祉課

このたび、申請がありました住居確保給付金について、支給を決定しました。

別添のとおり、支給決定通知書および関係書類を送付いたしますので、ご確認ください。

1 支給決定後の手続き

毎月生活サポートセンターとの面談にて、収入状況・求職活動等の状況を報告していただきます。支給決定通知が届いてから1週間以内に、生活サポートセンターへ連絡し、来所面談の予約をしてください。※延長・再延長の方については、引き続き面談を行ってください。

給付金の受給中は、求職活動を行い、毎月、報告書を提出していただく必要があります。下表に沿って必要書類の提出もれがないようにしてください。なお、求職活動および報告書の提出がない場合、支給を中止することがあります。

求職活動要件	生活サポートセンターでの 来所面談 月1回以上	ハローワーク等相談 月2回以上(※)	企業応募または面接 週1回以上(※)
毎月提出する書類	①求職活動等状況報告書	②職業相談確認票	③常用就職活動状況報告書
常用就職した場合	・「 <u>常用就職届</u> 」の提出が必要 (雇用契約書等、常用就職が分かる書類の添付も必要) ・毎月、給与明細書等の提出により、 <u>常用就職決定後の求職活動の報告が不要</u> 。		

(※) 職業訓練を受講している方については任意です。

2 支給の変更

つぎのいずれかに該当する場合は、支給額が変更できる可能性がありますのでご連絡ください。

① 収入が減収し基準額以下になった場合	・「変更申請書」および関係書類の提出が必要です。 ※関係書類提出後、次回分の支払いから変更できる可能性があります。
② 家賃が変更された場合	
③ やむを得ない転居の場合(区内転居)	

3 支給の中止

つぎのいずれかに該当する場合は、支給を中止となりますのでご連絡ください。

① 就労収入が収入基準を超えた場合	・給与明細書等、収入額が分かる書類の確認をします。
② 生活保護を受給する場合	・生活サポートセンターより、状況を確認します。
③ 自己都合による転居の場合	

※参考※ 支給中止になるのは、世帯の収入が収入基準額「**①**基準額+実家賃額」以上の場合です。

実家賃額が「**②**支給上限額」以上の場合、収入基準額は裏面の基準額等一覧表の**③**欄に記載する額になります。

裏面あり

【基準額一覧】

世帯 人数	①基準額 【月額】	②支給上限額 【月額】	③収入基準額 (①基準額+実家賃額) ※実家賃額が「支給上限額」以上の場合は下表の額
単身	84,000 円	53,700 円	137,700 円
2 人	130,000 円	64,000 円	194,000 円
3 人	172,000 円	69,800 円	241,800 円
4 人	214,000 円		283,800 円
5 人	255,000 円		324,800 円

4 支給の延長・再延長

以下の要件を満たしている場合は、給付金受給期間の最終月に支給期間の延長（3 か月間）を 2 回まで申請することができます。受給期間の最終月に練馬区からご案内を送付します。

【要件】

- 毎月、表面 1 の求職活動を行い
①求職活動等状況報告書 ②職業相談確認票 ③常用就職活動状況報告書
を全て提出していること
- 受給期間の最終月に「収入」と「預貯金」が基準以下であること

5 その他

- ・実家賃と支給額の差額（ご契約の家賃額よりも支給額が少ない場合）および管理費・共益費・駐車場代等については、直接貸主にお支払いください。
- ・今後の情勢により、制度改革が行われる可能性があります。その際ご案内は送付しませんので、区のホームページ等でご確認ください。

【お問合せ先】

生活サポートセンター
〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 区役所西庁舎 3 階
電話 03-3993-9963
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
(土日祝日、年末年始を除く)